宮城県公共測量作業規程

宮城県公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成20年国土交通省告示第413号)を 準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「宮城県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、と、それぞれ読み替えるものとする。



公共測量作業規程変更承認書

宮城県知事

平成20年6月27日付け事管第118号で変更申請のあった宮城県公共測量作業規程は、測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規定により承認する。

平成 20 年 7月 4日

国土交通大

